

3 専門家を バックアップする

— 専門家活動の支援体制 —



JICA健康管理センターでの健診

活動支援の概要

生活環境の厳しい開発途上地域に派遣された専門家が、健康でかつ安定した生活をしながら、安心して活動するためには、処遇に関する諸制度をはじめ、健康管理や災害補償などの面でも充実をはかっていくことが重要です。このことは、また、優秀な専門家を確保することや、専門家の活動意欲を高めることにもつながり、質の高い技術協力をを行う礎になります。

JICAは、こうした専門家の支援体制を強化するため、1999年度に派遣支援部を新設し、専門家の派遣前から帰国後まで一貫して対応する体制を整えました。

JICAでは、現在、専門家の活動支援のため、次のような制度を設けています。なお、専門家の所属先とJICAとの業務実施契約に基づき派遣される専門家の場合は、専門家の活動支援は専門家の所属先が実施しますので、この節の内容は該当しません。

おもな支援内容

1. 旅費・手当など

専門家には、外務公務員に準じて、以下の派遣手当の支給および国内給付がなされます。

派遣手当

派遣期間が1年以上の長期専門家には、在勤基本手当、住居手当、家族手当、子女教育手当、語

学手当、へき地手当および特別技術手当が、派遣期間が1年未満の短期専門家には、旅費、語学手当および特別技術手当がそれぞれ支給されます。

国内給付

本邦における専門家の所属先の有無に応じて、所属先人件費の補てん、または国内俸の支給が行われます。

2. 外国旅行制度

専門家の有給休暇日数は、原則として任国配属先が認める休暇日数となります。JICAでは、この範囲内で、かつ派遣期間に応じてJICAが定めている上限日数の範囲内であれば、専門家が外国旅行を実施した場合に派遣手当を継続して支給しています。JICAは以下の場合に旅費を支給します。

公費一時帰国制度

生活環境が特に厳しいため、JICAが「不健康地」と指定した地域に在勤する派遣期間が2年以上の長期専門家に対して、休養および健康診断のため、2年に1回、日本へ休暇のため一時帰国する旅費を支給します。

また、派遣期間が2年以上で派遣後6カ月を超える長期専門家に対しては、派遣期間中に1回、その専門家が所属している学会に出席し研修するための、学会出席一時帰国を認めています。

さらに、専門家の配偶者や父母などが死亡し、その葬儀が本邦において行われる場合に、忌引一時帰国制度を設けています。ただし、この場合の費用の一部は自己負担となります。

健康管理旅行制度

生活環境が、前記の「不健康地」よりさらに厳しいとして、「特定不健康地」に指定された地域に派遣されている長期専門家に対し、健康診断や体力回復など、健康管理のための旅行制度を設けています。

また、高地に勤務する長期専門家には、定期的に低地に旅行できる制度を設けています。

3. 子女、配偶者一時呼寄せ制度

子女または配偶者と離れて、長期に派遣されている専門家の心身の健康管理を促すため、以下の一時呼寄せ制度を設け、旅費の一部を支給しています。

子女一時呼寄せ制度

専門家が、勉学のため任国に随伴しなかった子女を学校休暇を利用して任国に一時呼び寄せるものです。

しょうれい地配偶者一時呼寄せ制度

生活環境が極めて劣悪な地域に単身で赴任している専門家が、日本に居住している配偶者を任地に一時呼び寄せるものです。

4. 健康管理

健康管理センターに配置されている医師と看護師は、専門家やその随伴家族の健康相談に随時応じるほか、派遣前や派遣中、帰国後の健康診断を実施して、個々の健康状態の把握に努めています。

また、派遣中の専門家の健康管理のため、医師と看護婦による健康相談巡回指導チームを各地域に派遣しています。

さらに、専門家や随伴家族の海外での健康管理体制を強化するために、在外健康管理員を、現在24カ国の在外事務所に配置しており、今後も拡大していく予定です。

5. 災害補償

専門家が業務上災害や通勤途上の災害にあった場合、国の労働者災害補償保険の適用を受けられるように、労災保険特別加入などの特別の措置が講じられています。

また、特に医療事情が劣悪な国に派遣された専門家、またはその随伴家族が、負傷や病気などにより緊

急に設備の整った医療機関への移送・入院が必要となった場合に備えて、緊急移送の体制を整えています。このほか、2003年度より、平和構築や復興支援で高度に危険な国・地域へ派遣される専門家などのために、功労金制度が新設されました。

6. 国際協力共済会

国際協力共済会は、JICAから派遣される専門家および随伴家族が、海外において病気にかかったり怪我をした場合の療養費、万が一の場合の弔慰金の給付などを行うことにより、専門家の海外での生活の安定と福祉の向上をはかることを目的に設立され、専門家からの掛金とJICAからの負担金により運営されています。

主たる業務は、海外での業務外の傷病の治療や療養に必要な医療費の給付、弔慰金の給付などの給付事業や、災害見舞金の給付などの福祉事業などです。

図表3-18 専門家の待遇・福利厚生制度

旅費・手当など	派遣手当	在勤基本手当
		住居手当
		家族手当
		子女教育手当
		語学手当
		へき地手当
		特別技術手当
旅費	国内給付	外国旅費等
		所属先人件費補てん
福利厚生等諸制度	福利厚生およびその他制度	国内俸
		休暇一時帰国旅費の支給
		忌引一時帰国
		学会出席一時帰国
		健康管理旅費の支給
		高地健康管理旅費の支給
		子女一時呼寄せ
		しょうれい地配偶者一時呼寄せ
		赴任途上、業務上、通勤途上の災害補償
		共済給付
		生活環境整備費
帰国後生活保障制度		
健康診断料		

ただし、派遣期間やその他の条件により適用されない場合があります。